

## 【EU】最低賃金に関する指令案の公表

2020年10月28日、「EUにおける適正な最低賃金に関する欧州議会及び理事会の指令案」(COM(2020) 682)が公表された(全4章19か条)。指令案は、EUにおける労働条件及び生活条件の向上のため、適正なレベルの最低賃金が設定され、労働協約又は法定最低賃金による最低賃金保護の枠組みを構築することを目的とする。なお、指令案は、労働協約により最低賃金を決定している加盟国に対し、法定最低賃金の導入を義務付けるものではない(第1条)。

加盟国が法定最低賃金を定める場合、適切な労働条件及び生活条件、社会的結束、上方への収れん(雇用・生活条件等を向上させ、加盟国間の差異を縮めること)の達成を目的とした基準が設定されなければならない。この基準には、少なくとも、①法定最低賃金の購買力、②一般的な賃金水準及びその分布、③賃金上昇率、④労働生産性の動向という、4つの要素が含まなければならない(第5条)。加盟国は、必要最小限の範囲に限り、異なる法定最低賃金額を特定の労働者グループに対して設定することができる(第6条)。加盟国は、法定最低賃金を定める際、労使代表の適時かつ効果的な関与が確保されるようにしなければならない(第7条)。加盟国は、指令の施行から2年以内に、指令の内容を国内実施しなければならない(第17条)。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020PC0682>

## 【イギリス】ホロコースト(文化財返還)法の改正

ナチスドイツ時代に略奪され、いまだ元の所有者やその相続人等の正当な権利者に返還されていない美術品等は、約10万点に及ぶとされている。イギリスでは、転売等で国内に流入した美術品等について、2009年11月12日に制定され、2010年1月13日に施行された2009年ホロコースト(文化財返還)法(Holocaust (Return of Cultural Objects) Act 2009, c.16)(以下「2009年法」)を根拠法として、正当な権利者に返還を行ってきた。2009年法は、全4か条から成る法律で、ナチスドイツが1933年から1945年までの間に略奪した美術品等のうち、イギリス国内の美術館や博物館、図書館等、17の機関が所蔵しているものを、諮問委員会の助言に基づき国務大臣の承認を経た上で、権利者に返還することを可能とするものである。2009年法第4条第7項は、同法が、制定から10年後の2019年11月12日に失効すると規定していた。

2009年法が失効した場合、美術館等の所蔵品を当該機関の所蔵品保存義務に反して返還することができなくなること、これまでに23点の返還を行ってきたが、依然として権利者に返還されていない美術品等が多数残っていることなどの問題が生じることから、2009年法の失効を防ぐため、2019年7月4日、2019年ホロコースト(文化財返還)(改正)法(Holocaust (Return of Cultural Objects) (Amendment) Act 2019, c.20)(以下「2019年法」)が制定され、同日施行された。2019年法は全2か条から成り、2009年法第4条第7項を削除することで、同項に規定されていた10年間の期限を撤廃する法律である。2009年法のその他の規定に改廃はないため、2009年法及び2019年法廃止のための新たな立法がない限りは、2019年以降も従前どおりの運用が可能となった。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/20/contents>

**【ドイツ】連邦外務庁設置法の制定**

ドイツにおいて、外交は連邦固有行政に位置付けられており、下部組織も州ではなく連邦が設置する必要がある。近年の移民・難民数の上昇に伴い、ビザ発行や外国での人道支援プロジェクト等、外務省が所管する仕事はその予算規模とともに増加の一途をたどっている。特に、2020年3月に専門職移住法（BGBl. I 2019 S. 1307. 本誌 283-1号（2020年4月）pp. 20-21 参照）が施行され、デジタルビザの手續等、全く新しい業務が始まった。このような外務省の関連業務を担当する連邦上級官庁（連邦省の下にあり、連邦全体を管轄する官庁）として、連邦外務庁（Bundesamt für Auswärtige Angelegenheiten: BfAA）を設置し、その他の関連法を改正する法律（BGBl. I S. 1241）が、同年6月23日に公布された（翌24日に施行）。同法は全6か条から成り、第1条で連邦外務庁の設置に関する法律（全10か条）を制定し、外務省の業務を規定する外務法（BGBl. I 1990 S. 1842）、滞在法（BGBl. I 2008 S. 162）等を改正する。

新たな連邦外務庁に振り向けられる業務は、①ビザ申請処理、②人道支援プロジェクト等の助成金の管理、③管理・インフラ部門の専門的業務であり、200名以上の職員が勤務することとなる。同庁の職員は、外国に関する専門知識と外国語能力を備えるものとし、通常3年から4年で世界規模で勤務地を異動する外務省職員とは異なり、異動せずに専門知識を積み上げることが期待されている。新たな組織は、ブランデンブルク・アン・デア・ハーフェル（Brandenburg an der Havel. ブランデンブルク州）に置かれ、2021年1月1日に業務を開始する。同地への設置は、連邦議会での修正で加えられ、旧東ドイツに位置するブランデンブルク州の地域構造強化に貢献する狙いがある。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2571/257183.html>

### 【ロシア】中小企業登録の迅速化

2020年はコロナパンデミックの影響により、ロシアにおいても経済の縮小が生じている。ロシアの中小企業は、ロシア連邦国税庁のデータベースに登録されるが、このデータベースは、従来年に1回更新されており、次回更新は2021年8月1日とされていた。そのため、2020年現在融資や助成金等の支援を必要としているが、翌年まで中小企業としての登録をされない事業者が存在するという課題があった。2020年10月27日付け連邦法第349号「連邦法『ロシア連邦における商工会議所について』第12条及び連邦法『ロシア連邦における中小企業の発展について』の改正について」は、これに対応して制定された。同法は全2か条から構成され、同年10月27日制定、10月29日に公布された。施行は同年11月7日になされた。同法により、ロシア連邦国税庁のデータベースに登録される中小企業の情報は、毎月10日に更新されることとなった。このため、従来よりも迅速かつ柔軟な中小企業支援が可能となった。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2020/10/28/reestr-msp-budet-obnovliatsia-raz-v-mesiac.html>

### 【エストニア】パーソナルモビリティの法整備

2020年10月28日、エストニア共和国議会（リーギコグ（Riigikogu）、一院制、定数101）は、パーソナルモビリティ（「セグウェイ」や電動キックボード等）を規制するための「交通法改正法（Liiklusseaduse muutmise seadus）191SE」を可決し、同年11月9日、大統領の署名により制定、公布された。施行は2021年1月1日である。条文は全37か条から構成される。

同法により、車両のカテゴリに「パーソナルモビリティ」（立ち乗り二輪車及び電動スクーター等）が追加され、主に歩道及び自転車道を通行する車両として定義され、次のように規制された。歩行者に接近した際は速度を落とし、歩行者に危険を及ぼさないようにしなければならない。必要に応じて車道を通行することもできるが、10歳から15歳までの操縦者は自転車用の許可証（cyclist's permit. 10歳から15歳までの者が成人同伴なしで自転車で車道走行することを許可する。）が必要である。また、16歳未満の操縦者は乗車時にヘルメットを着用しなければならない。最高速度は時速25kmで、これを超過する速度が出る車両は使用してはならない。しかし、施行までの経過措置として、最高速度が時速25kmを超過する車両であっても、施行前に入手されたものについては継続して使用できるものとする。その他、停車時及び駐車時の規則並びに違反時の罰金についても、同法で定められる。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://www.riigikogu.ee/en/sitting-reviews/the-riigikogu-passed-the-act-on-amendments-to-the-traffic-act/>

### 【韓国】歴史文化圏の整備等に関する特別法の制定

2020年6月9日、「歴史文化圏の整備等に関する特別法」（本則全35か条、附則2か条）が制定された。この法律により、高句麗、百濟、新羅、加耶、馬韓、耽羅の遺跡・遺物がそれぞれ分布する圏域を歴史文化圏と定義し（第2条）、歴史文化圏整備事業の推進等のため文化財庁に歴史文化圏整備委員会を置くこと（第6条）、歴史文化圏内の埋蔵文化財を発掘し、国や自治体が必要な費用補助ができること（第11条）、歴史的・芸術的又は学術的に価値の大きい文化財についての復元ができること（第13条）、歴史文化圏整備区域の指定（第14条）等が規定された。また、国又は自治体は、整備事業にかかる費用をその予算の範囲内で支援することができ（第24条）、広域自治体の長又は市長・郡守・区庁長は、歴史文化環境の保存・整備のため、自治体に歴史文化圏特別会計を置くことができる（第25条）。あわせて、自治体は、歴史文化圏整備及び歴史文化環境作りと関連した各種の活動の体系的な遂行と連続性を保障するため、歴史文化圏研究財団を置くことができる（第27条）。この法律は、2021年6月10日に施行される。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_P1T9L0F4L1V1T1Z7R2I0A5E6E9U5C0](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P1T9L0F4L1V1T1Z7R2I0A5E6E9U5C0)

### 【中国】国旗法及び国章法の改正

2017年9月の国歌法制定（本誌275号（2018年3月）pp.98-107参照）に続き、国旗法及び国章法を改正する決定が、2020年10月17日、全国人民代表大会常務委員会において可決・公布された。2021年1月1日、両決定の施行に伴い、両法律の改正法が施行された。国旗法は1990年、国章法は1991年の制定で、共に2009年の部分改正後、今回が初の大幅な改正である。

両法律には、香港及びマカオ特別行政区の政府機関での国旗・国章掲揚を義務化し（国旗法第6条、国章法第4条）、国旗・国章の図案を規定と同じ比率で拡大・縮小することを認め（国旗法第3条、国章法第16条）、愛国主義教育の題材として、学生児童に国旗・国章の意味を教えること等を学校に求め、国旗・国章に関する知識の宣伝、正しい使用法の指導をメディアに課す（国旗法第21条、国章法第15条）という内容が共通して盛り込まれた。

国旗法は全24か条。全ての学校に毎日の国旗掲揚を、公共文化施設に開館日の掲揚を義務化する（第6条）。公共施設での国旗掲揚日に憲法記念日等を追加し、少数民族地区での記念日等の際の国旗掲揚を義務化する（第7条）。公民による国旗使用を奨励する一方、ネット上（第9条）や掲揚儀礼時（第14条）において国旗の尊厳を損なうことを禁止する。汚損した国旗使用や国旗のむやみな廃棄を禁じ、イベント終了後の回収を義務化する（第19条）。

国章法は全19か条。郷・鎮を含む各級人民代表大会・地方政府等での国章掲揚（第4条）、国・地方の各機関のウェブサイトのトップページでの国章明示（第7条）を義務化する。国境等の国の主権を示す標識物等に対する国章の図案使用（第9条）、パスポート・身分証・各種許可証における国章の図案使用、厳粛な行事等の際の公民による国章使用（第10条）を認める。

海外立法情報課・湯野 基生

- ・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/77016feb491d42298e451917f12840e1.shtml>
- ・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/7bb654ed028146eb9b53d92d07a5512a.shtml>
- ・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/123f71d7e6064a9d994a52403e9c0d4a/files/9919b7fe16124c85a7323dde362eb121.pdf>
- ・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/d21a791cc0cf46278eab84e4abe0ae0c/files/3553e80901884c80a3edb0426a331857.pdf>

### 【オーストラリア】2020年性及び性自認転換行為法の成立（首都特別地域）

2020年9月4日、首都特別地域（Australian Capital Territory: ACT）において、2020年性及び性自認転換行為法（Sexuality and Gender Identity Conversion Practices Act 2020(ACT), A2020-49）が成立した。同法は、全11か条から成り、2021年3月4日から施行される。

同法は、被保護者（18歳未満の者又は自身の健康若しくは福祉に関する事項について十分な意思決定能力のない者）に対し、「性又は性自認転換行為」（生物学的性又は性自認を変更する目的で行う治療又はその他の行為（第7条第1項））を行うことを禁止する。具体的には、性別違和の診断、ホルモン療法や、自認する性に一致するように声や話し方を変更することを希望するトランスジェンダー等への言語療法などが該当する。被保護者に対して「性又は性自認転換行為」を行った者は、被保護者自身又はその親・後見人の同意の有無にかかわらず、24,000豪ドル（約180万円）以下の罰金若しくは12か月以下の禁錮に処し、又はこれを併科する（第8条）。また、「性又は性自認転換行為」を行う目的で、被保護者をACTから移動させた者も同様の罪に処する（第9条）。なお、禁止される行為には、①性転換を行う人への支援、②性転換を行おうと検討している人への支援、③性自認を表明する人への支援、④医療サービスを提供する者の合理的・専門的判断に基づく安全かつ適切な行為、又は法的・専門的義務による行為等は含まれない（第7条第2項、第3項）。

海外立法情報課・内海 和美

・ <https://www.legislation.act.gov.au/View/a/2020-49/current/PDF/2020-49.PDF>

**【ブルネイ】 出入国税勅令の発布**

2020年6月23日、ブルネイにおいて、非常事態時に公共の利益を保障するために国王に付与された権限（ブルネイ・ダルサラーム国憲法第83条第(3)項）の下、出入国税勅令（Exit and Entry Charges Order, 2020: S31/2020）が発布された。この勅令は、陸路でブルネイに出入国する、又はしようとする者に対して課税するための規定を設けるもので、第1章：序文（第1条～第4条）、第2章：運用管理（第5条）、第3章：出入国税（第6条～第10条）、第4章：執行（第11条～第12条）、第5章：一般規定（第13条～第22条）の全5章22か条及び2の附則から成る。出入国税の徴収は、同年10月1日から開始された。

この勅令は、ブルネイ国内外で適用される。また、①ブルネイ政府又は他国政府の公用車、ブルネイ国軍に属する車両、消防車、救急車、警察車両及び葬送目的で使用される車両の占有者、②公務員、③2歳以下の幼児、④領事及び領事館職員、⑤外交官等への適用は、除外される（第3条及び第1附則）。

出入国税は、陸路でブルネイに出入国する、又はしようとする際に、その都度支払われるものとする。この規定に違反する者は、1,000ブルネイドル（1ブルネイドルは約77.2円）以下の罰金若しくは3か月以下の禁錮刑又はこれらの併科に処される（第6条）。出国税は、1人につき3ブルネイドル、入国税は、1人につき3ブルネイドルとする（第7条及び第2附則）。支払方法は、①デビットカード又はクレジットカードによる支払、②電子決済による支払、③現金自動回収機による支払とする（第7条）。誤って税金を支払った場合、支払から1年以内に返金請求を行うと、返金が認められる（第9条）。あらゆる法律違反に対する裁判手続を行う機関は、この勅令に基づき、法律違反者が支払うことを義務付けられる税金を免除してはならない（第10条）。

税関長（Controller of Customs and Excise）が、この勅令の一般的な運用管理に対して責任を負う（第5条）。出入国税は、税関長に支払われるものとされ（第7条）、税関長は、①出入国税取引の実行、②情報提供又は記録の提示、③出入国税に関するあらゆる認定交付を実施するための電子取引システムを創設することができる（第8条）。また、税関長又は税関職員は、法律違反者又はそう信ずるに足る者がブルネイに出入国することを禁止することができる（第12条）。

海外立法情報課・日野 智豪

・ [http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette\\_PDF/2020/EN/S031.pdf](http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/2020/EN/S031.pdf)